件 名 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

主 管 課 | 薬務衛生課

根拠法令等

【改正の概要】

新たな権限移譲、手数料の新設及び所要の規定整備を行うもの

1 市町(松山市を除く。)への新たな権限移譲(経由事務) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第35条第1項及び第2項 の規定に基づく犬又はねこの引取り及び当該犬又はねこの知事への引渡しに関する事 務

2 手数料の新設

法第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り手数料 生後91日以上のもの1頭又は1匹につき 2,000円 生後91日未満のもの1頭又は1匹につき 400円

3 規定の整備

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例

- ・法第25条第1項の勧告に関する事務
- ・法第25条第2項の命令に関する事務

≻ 追加 ◆

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正

- ・法第25条第1項の勧告に関する事務
- ・法第25条第2項の命令に関する事務

·削除

施行日 | 平成 20 年 10 月 1 日

【その他参考事項】

1 動物の愛護及び管理に関する法律

(犬及びねこの引取り)

- 第三十五条 <u>都道府県等</u>(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の 二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)その他政令で定める市(特 別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)<u>は、犬又はねこの引取りをその</u> <u>所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。</u>この場合に おいて、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又 はねこを引き取るべき場所を指定することができる。
- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその 拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 3~6 省略
- 2 犬又はねこの引取り手数料の導入状況(平成19年10月現在)

犬 27都道府県

ねこ 29都道府県

3 平成18年度の引取り実績

所有者からの引取り 犬 977頭又は匹 ねこ 727頭又は匹 拾得者等からの引取り 犬 1,149頭又は匹 ねこ 3,043頭又は匹